

東成瀬村議会の映像配信に関する要綱

令和8年6月1日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、東成瀬村議会（以下「議会」という。）を広く村民に公開し、議会活動に対する理解と関心を深めることを目的として、議会の会議をインターネットにより配信するために必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の方法)

第2条 映像は、東成瀬村ホームページからリンクしてインターネットにより配信する。
2 配信する映像は、録画配信とする。

(映像配信の対象)

第3条 映像配信を行う会議は、次のとおりとする。

- (1) 議場で開催する定例会議での一般質問
- (2) その他議長が必要と認める会議

(映像配信の削除)

第4条 配信する映像に次の各号に該当する場合は、削除する。

- (1) 議長の職権により取消しを命じた発言
- (2) 議会の許可を得て取消した発言
- (3) 休憩中の映像

2 前項に掲げるもののほか、議長が映像配信を行わない特別の理由があると認めるとき。

(映像配信の期間)

第5条 映像配信の期間は、おおむね2年間とする。

(映像配信の停止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、映像配信を停止することができる。

- (1) 機器の故障その他やむを得ない事情があるとき
- (2) 議長が配信の継続が適当でないと認めたとき

(映像配信の位置付け)

第7条 映像配信は、地方自治法第123条に基づく会議録ではない。

2 前項の規定は、その旨を視聴者に対して明示するものとする。

(運用)

第8条 映像配信の運用は、「議会中継運用ガイドライン」による。

(庶務)

第9条 映像配信に関する庶務は、議会事務局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、映像配信に関する必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。